

(様式第 16 号)

平成 25 年度 みやぎ環境交付金事業 (計画・実績) 概要書

市町村名 : 多賀城市

多賀城市防犯街路灯設置費等補助金交付事業

<事業目的>

夜間における犯罪及び事故の発生を防止するため、地区住民が行う防犯街路灯の設置、修繕又は維持管理について、これに要する経費の一部を助成することにより、非行のおそれのある暗い道路をなくし、もって市民生活の安全と安心を確保する。

二酸化炭素の削減効果	2,124kg-co2
経済波及効果	8,000 千円
その他	

<事業内容>

- 当年度の事業費
4,112,218 円
- 事業量
101 台
内訳 LED 防犯灯新設 31 台
蛍光灯から LED 防犯灯導入 39 台
水銀灯から LED 防犯灯導入 31 台
- 事業実施期間
平成 25 年 7 月 10 日から
平成 26 年 2 月 14 日まで
補助額 (率)
表のとおり

<その他>

平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間継続事業 (交付金額)

平成 23 年度～25 年度 4,000 千円
平成 26 年度 4,266 千円
平成 27 年度 4,000 千円
5 年間の交付金額合計 20,266 千円

○多賀城市防犯街路灯設置費等補助金交付規則

附 則

- (平成 23 年度から平成 27 年度までの LED 補助設置の特例)
- 平成 23 年度から平成 27 年度までの間に仮置きが補助対象とし、かつ、学校及び認定した小学校又は中学校の給食給のりも市役所等に必要と認める基準に LED 防犯灯を設置する場合に對する別表の規定の適用については、同表中「60,000 円」とあるのは「70,000 円」と、「60,000 円」とあるのは「60,000 円」とする。
- ※ (平成 23 年度から平成 27 年度)

別表 (第 3 条関係)

補助項目	経 費 者	修 繕 者	電 気 料
防犯対象			
電 元 灯	設置に要した額 又は 10,000 円 いずれか低い額		
水銀灯	撤 立 許 限 灯 設置に要した額 又は 30,000 円 いずれか低い額		
	必 置 に 要 し た 額 又は 20,000 円 いずれか低い額	経路に要した金額 又は 5,000 円 いずれか低い額	100 分の 50 に 相当する額
LED 防犯灯	撤 立 街 路 灯 設置に要した額 又は 50,000 円 いずれか低い額		
	必 置 に 要 し た 額 又は 30,000 円 いずれか低い額		

備考

- 設置費料及び修繕費額の額は防犯街路灯設置の額となる。
- 電線のみの交換費用は、修繕費に含むものとする。
- 電線灯には、自然灯を含むものとする。ただし、自然灯の設置費は、補助対象費額としない。
- 水銀灯の撤去に伴う電気料金及び撤去費修繕費を含むものとする。

この規則は平成 23 年度から平成 27 年度まで適用する。

○多賀城市防犯街路灯設置費等補助金交付規則

附 則

(平成23年度から平成27年度までのLED電灯設置の特例)

- 3 平成23年度から平成27年度までの間に代表者が補助申請をし、かつ、学校長が認定した小学校又は中学校の通学路のうち市長が特に必要と認める場所にLED電灯を設置する場合に対する別表の規定の適用については、同表中「60,000円」とあるのは「70,000円」と、「50,000円」とあるのは「60,000円」とする。

追加〔平成23年規則15号〕

別表（第3条関係）

補助項目		設置費	修繕費	電気料
補助対象				
蛍光灯		設置に要した額 又は10,000円の いずれか低い額	修繕に要した額 又は5,000円の いずれか低い額	100分の50に 相当する額
水銀灯	独立 街路灯	設置に要した額 又は30,000円の いずれか低い額		
	その他	設置に要した額 又は20,000円の いずれか低い額		
LED電灯	独立 街路灯	設置に要した額 又は60,000円の いずれか低い額		
	その他	設置に要した額 又は50,000円の いずれか低い額		

備考

- 1 設置費欄及び修繕費欄の額は防犯街路灯1灯当たりの額とする。
- 2 電球のみの交換費用は、修繕費に含むものとする。
- 3 蛍光灯には、白熱灯を含むものとする。ただし、白熱灯の設置費は、補助対象経費としない。
- 4 水銀灯にはインバータ式蛍光灯及び無電極放電灯を含むものとする。

全部改正〔平成23年規則15号〕